

相続税の税務調査のポイント

1. 税務調査の目的は

相続税の税務調査では、相続税の申告書に記載された被相続人の遺産以外の財産、すなわち申告漏れの財産、隠し財産を発見することが大きな目的です。税務調査で問題になりうる財産は、次の4つに大別できます。

(1) 相続人が知らなかった財産

相続人は被相続人のすべての財産を把握しているわけではありません。したがって、被相続人が遺言書を残さず、メモ等もない財産については、死亡後に調べることになります。不動産であれば権利証や固定資産税の納付書等から、預貯金であれば通帳から、株式であれば証券会社の取引報告書などから調べることができます。しかし、そう簡単に確認できない財産もあります。権利証を紛失しており固定資産税もかからない遠隔地の土地、長期間入出金のない預貯金(睡眠口座)、無配株式等々……。

(2) 過去、被相続人から相続人に名義が変更され、その後は、一応相続人のもとで管理・運用されている財産

(3) はじめから相続人名義であるが、被相続人が管理・運用していた財産

(4) 相続人が意図的に申告書から除外した被相続人の財産

これは明らかに隠し財産で、仮装・隠ぺいによる申告もれとして重加算税が課税されます。

上記のうち(1)の財産が出てきた場合はもうけものです。ないと思っていた財産が、税務署の調査で判明するわけですから。その財産の評価額×税率分だけ相続税が増加し、延滞税や過少申告加算税はかかりますが、発見された財産額以上の税金がかかることはないからです。

(2)と(3)の財産が誰のものかの判断は微妙な問題です。過去に贈与契約等により有効に財産が相続人に移転したといえるのが問題ですが、すでに贈与税の時効が成立していて申告もされていないままになっているときなどは特に問題となります。税務署は被相続人のものであるとの方向へ持っていこうとするし、相

続人は自分の財産である(相続財産ではない)と主張する。この攻防が税務調査でのせめぎあいです。

2. 財産の出所には注意を払う

(3)の相続人名義の現預金や株式をそれぞれ名義預貯金、名義株といいます。その原資が誰から出ているのか、あるいはその管理・運用の状況などが重要なポイントになります。たとえば、銀行届出の印鑑が相続人のものかどうか、引き出した元本や利息の利用状況、通帳の保管場所、あるいはキャッシュカードの管理などが問題になります。

一方で真に相続人自身の預貯金であるならば、税務調査を恐れることはありませんが、そうであれば印鑑や通帳は当然に相続人自身が保管・管理しているはずです。被相続人が管理していると、疑われても仕方ありません。

配偶者が実の親から相続又は贈与により取得した財産であれば特に問題になりません。家計費から捻出した「へそくり」も世間常識の範囲内であれば、配偶者の財産ということになるでしょう。もっとも、その金額が多額である場合には、もはや「へそくり」とは呼べないと思います。

税務調査ではその財産の原資の出所が特に重要なポイントとなるので、相続発生時に相続人の財産と主張するのであれば、その点が十分に説明できるようにしておく必要があります。

3. 名義預金の判断

名義預金が真にその名義人のものかどうかの判断のポイントをまとめると以下のとおりです。

○名義人が預金をいつでも引き出せる状況にあったかどうか

○預金通帳が名義人の手元で管理されていたかどうか
○誰の印鑑を用いているか(被相続人が使用していた印鑑ではないか)

○結婚等により姓が変わっているにもかかわらず旧姓のままの通帳になっていないか

○実際の住所と金融機関での登録上の住所が一致するかどうか

これらのポイントを相続時の状況で判断します。